

## 第79号議案

春日市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月1日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の一部改正等に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

春日市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」及び同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第2中

「

児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、こども医療費関係情報、ひとり親家庭等医療費関係情報又は障害者関係情報であつて規則で定めるもの

」

を

「

児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、国民健康保険法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給に関する情報、

中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護  
保険給付等関係情報、障害者自立支援給付  
関係情報、こども医療費関係情報、ひとり  
親家庭等医療費関係情報又は障害者関係情  
報であって規則で定めるもの

」

に改める。

#### 附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、公布の日から施行する。